

平成27年度補正予算 (保育対策関係)の概要

待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等

(平成27年度補正予算：510.7億円)

目的

待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育の受け皿整備を40万人から50万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の整備などの前倒しを図る。

事業概要

待機児童解消加速化プラン（平成29年度末までに保育の受け皿拡大を約40万人）は、市町村の積極的な取組により、約45.6万人に拡大する見込みとなっているため、当初の拡大量からの増加分である約5.6万人分の保育所の施設整備費等を支援。

待機児童は低年齢児（0～2歳児）に多いことから、新たに小規模保育事業所の施設整備費についても補助対象とする。近隣住民等に配慮した防音対策として、保育所等（既存園を含む。）に防音壁の設置に要する経費を支援。

対象事業

[施設整備] () 保育所等整備事業、小規模保育整備事業（2.8万人分）【383.1億円】

[改修費] () 賃貸物件による保育所改修等支援事業、小規模保育改修費等支援事業（2.8万人分）【118.4億円】

[その他事業] 保育所等防音壁設置事業【9.2億円】

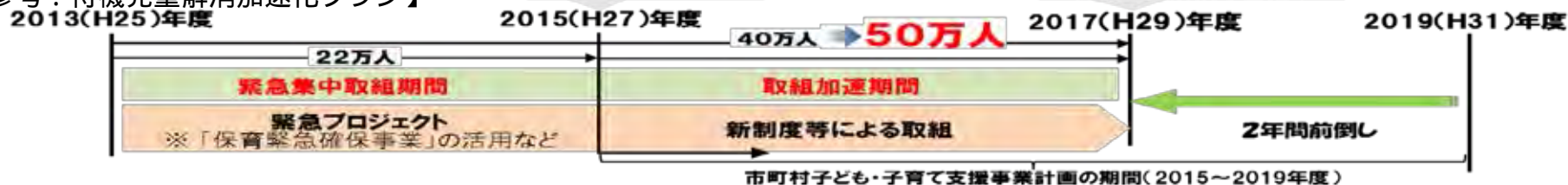
実施主体 市町村（特別区含む。）

* 「施設整備」及び「改修費」については、都道府県の「安心こども基金」に積み増しを行い実施。

* 「その他事業」については、保育所等整備交付金の一事業として実施。

補助率 1 / 2 (待機児童解消加速化プランに参加する場合は 2 / 3)

【参考：待機児童解消加速化プラン】



消費税財源を活用し、子ども・子育て支援新制度を通じて、地方自治体を強力に支援。
事業主拠出金財源を活用し、企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援。

保育所等におけるICT化推進等について

保育所等における業務効率化推進事業

(平成27年度補正予算：148.1億円)

【概要】

保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、負担となっている書類作成業務について、ICT化推進のための保育システム（指導計画やシフト表の作成等）の購入に必要な費用を支援する。

また、保育所等における事故防止や事故後の検証のためのカメラの設置に必要な費用を支援する。

【実施主体】 市町村

【補助率】

国 3/4 地方 1/4

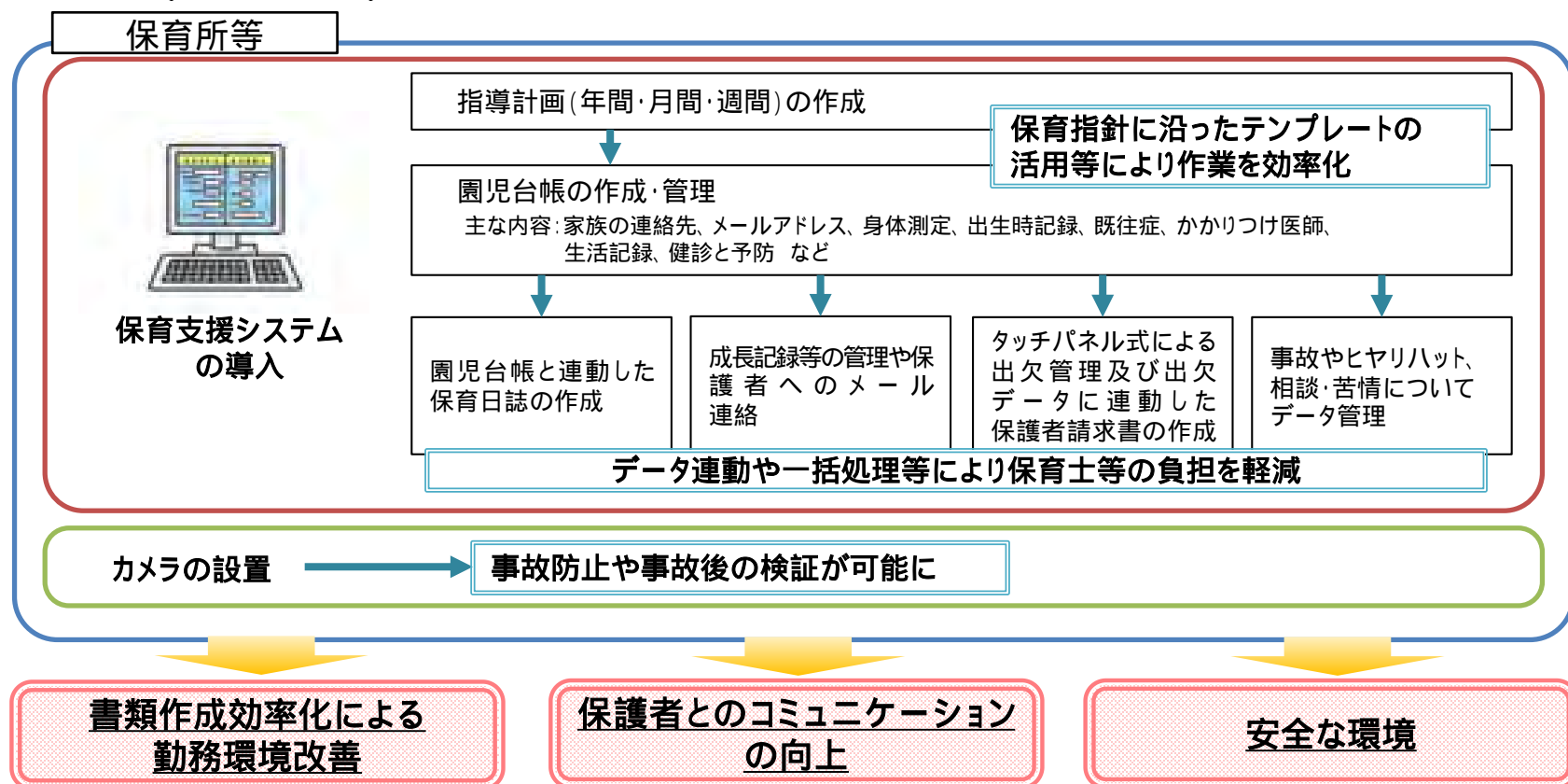
【補助単価】

- ・ICT化推進：システム購入費 最高100万円（1か所当たり）
- ・カメラ設置：最高10万円（1か所当たり）

【自治体】



費用の補助



保育人材確保のための取組の推進

保育士修学資金貸付等事業

(平成27年度補正予算：566.0億円)

保育士修学資金貸付等事業により保育士確保策を強化する

補助率を9/10に嵩上げして実施

勤務環境改善のための保育補助者の雇上費や保育料の一部、就職準備金の貸付けメニューを新たに創設

改善

1. 保育士修学資金貸付

保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け卒業後、5年間の実務従事により返還を免除

補助率は現行3/4 9/10に引き上げ

貸付額(上限)

- ア 学 費 5万円(月額)
- イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
- ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
- エ 生活費加算 4.2万円程度(月額)
生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る

新規

2. 保育補助者雇上支援

～保育士の負担を軽減～

新たに、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けメニューを創設し、保育士の負担を軽減

保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 補助率 国：9/10

貸付額(上限) 295.3万円(年額)

貸付期間は最長3年間

新規

3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援

～保育料の一部を支援～

新たに、未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けメニューを創設し、再就職を促進

再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

補助率 国：9/10

貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額)

貸付期間は1年間

新規

4. 潜在保育士の再就職支援

～就職準備金による掘り起こし～

新たに、潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けメニューを創設し、保育士の掘り起こしを促進

再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

補助率 国：9/10

貸付額(上限) 就職準備金 20万円

【実施主体】 都道府県・指定都市 (地方の負担割合 1/10 特別交付税措置予定)

5年間(指定保育士養成施設等卒業者)
2～3年間(その他)

保育所等に勤務

借り受けた修学資金等の返済を全額免除。



保育士修学資金貸付事業

(平成27年度補正予算：155億円)

(保育士修学資金貸付等事業予算 566億円の内数)

【目的】

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする

【貸付対象者】

児童福祉法第18条の6に規定する指定保育士養成施設に在学する者

【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

【貸付額】

月額5万円以内（貸付期間は2年間を限度）

貸付の初回に入学準備金として20万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算

貸付利子は無利子

貸付申請時に生活保護受給世帯等の者については、生活費の一部として加算あり

【修学資金の返還免除】

貸付けを受けた者が、指定保育士養成施設卒業から1年以内に保育士登録を行い、修学資金の貸付けを受けた都道府県又は指定都市の区域内等の保育所等において保育士として5年以上従事したときは、修学資金の返還を免除

【補助率】

国：9/10 地方：1/10 国の負担割合を現行3/4 9/10に引き上げ

【実施主体】



貸付



保育士養成施設で受講

(2年間。ただし、夜間・通信制は3年間)

卒業
↓



保育所等に保育士として勤務

5年間

(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

貸付金の返済を
全額免除



貸付金を実施主
体に返還

(他産業に就職又は未就労)

【保育士養成施設の学生】

保育補助者雇上支援事業

(平成27年度補正予算：353億円)

新

(保育士修学資金貸付等事業予算 566億円の内数)

【目的】

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けを行う。

【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

【貸付額】

保育補助者に係る貸金（最高2,953千円(年額)） 貸付期間は3年間を限度

【保育補助者の業務】

保育所等に勤務する保育士の補助

（具体例）保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施 など

【貸付条件】

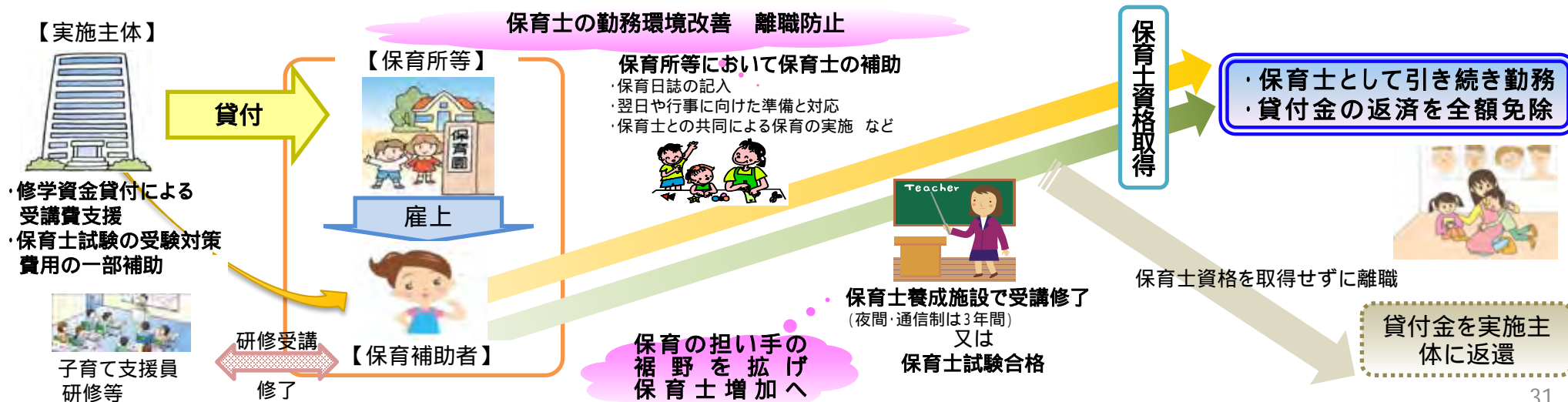
- ・貸付申請時において、保育補助者が保育士資格取得を目指すことが確認できる書類（雇用契約書や誓約書等）を提出すること
- ・一定の研修（子育て支援員等）を受講している者か、それと同等以上であると市町村長が認める者であること
- ・保育補助者の配置による具体的な勤務環境等の改善計画を実施主体に提出し、かつ、当該計画に基づき改善を行うこと など

【貸付金の返還免除】

保育補助者を採用後、当該保育補助者が原則として3年以内に保育士資格を取得又はこれに準じた場合は、貸付金の返還を免除

【補助率】

国：9 / 10 地方：1 / 10



未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業

(平成27年度補正予算：14億円)

新

(保育士修学資金貸付等事業予算 566億円の内数)

【目的】

未就学児をもつ潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が、保育士として保育所への勤務を希望する場合、当該保育士の未就学児を保育所等に優先的に入所させるとともに、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部について貸付けを行う

【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

【貸付額】

保育料(1月当たり最大54,000円)の半額 貸付期間は1年間を限度

【貸付条件】

当該潜在保育士の子どもを保育所等に優先入所させるとともに、それが確認できるものを提出すること

【貸付金の返還免除】

当該潜在保育士が当該保育所等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除

【補助率】

国：9 / 10 地方：1 / 10

【潜在保育士】



再就職

【保育所等】

子どもの保育所への入所



保育料の
半額を貸付



【実施主体】

子どもの保育所
入所の優先決定

潜在保育士の再就職支援事業

新

(平成27年度補正予算：44億円)

(保育士修学資金貸付等事業予算566億円の内数)

【概要】

潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が、保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付けを行う

【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

【貸付額】

就職準備金 20万円（1回を限度）

【貸付条件】

貸付申請時において、就職準備金の使途を明示すること

（具体例）宿舍借り上げに伴う礼金や仲介手数料、通勤用自転車の購入費 など

【貸付金の返還免除】

当該潜在保育士が当該保育所等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除

【補助率】

国：9 / 10 地方：1 / 10

【潜在保育士】



再就職

【保育所等】



申請

就職準備金
の貸付



【実施主体】